



津地裁も引き続き勝訴！

「自民党の選挙公約に忖度」と断罪



(よろこびを分かち合う原告らと弁護団)

地裁では15例目の勝訴

2024年2月22日、桑名市・四日市市・津市・松阪市在住の生活保護利用者が桑名市・四日市市・津市・松阪市を被告として提起した裁判で、津地方裁判所は保護費の減額処分の取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。

昨年11月30日の名古屋高裁での勝訴の後、那覇地裁では敗訴したものの、鹿児島地裁、富山地裁、津地裁と連続しての原告勝訴判決となりました。これで地裁では、15勝11敗。一昨年5月の熊本地裁判決からは高裁も含めて14勝4敗と、厚生労働大臣の処分の違法性を認める流れには揺るぎがありません。

自民党の「選挙公約に忖度」を認定

判決は、厚生労働省が生活保護費10%削減という自民党の「選挙公約に忖度」したことを一連の裁判で初めて真正面から認定しました。

そのうえで、「専門的知見に基づく検討が極めて不十分であったにもかかわらず、極めて拙速に本件改定に及んだのは、上記選挙公約の下で『生活保護バッシング』に現れたような国民の不公平感・不信感が醸成されていたことを背景に、たとえ専門

的知見に反してでも、反対意見を排除して早急に生活扶助基準を引き下げるといふ政治の方針を実現しようとしたものとみるほかない」と「専門的知見を度外視した政治的判断」を厳しく指摘し、「考慮すべき事項ではない事項を考慮したもの」として、厚生労働大臣に裁量権の逸脱または濫用があるとしました。

デフレ調整は違法

これまでの判決同様、デフレ調整については基準部会をはじめとする専門家の意見を無視ないし著しく軽視しており、判断の過程に過誤または欠落があることが強く疑われる等とし、違法を認めました。

弁護団が主張してきた内容に沿った判決

判決後に開いた報告集会で、弁護団長の石坂俊雄弁護士は、「ほとんど我々弁護団が主張してきた内容に沿った判決で意味ある判決を得た」と述べました。



(記者会見の様子。原告の加納さん(左)、高岡さん(右))

原告は「今日の判決でほっとした」

原告の津市の70代の男性は「8年ぐらい前から生活は本当に苦しかった。ようやく判決を聞いて良かった」と話していました。また、松阪市の女性(70代)も「生活は苦しかった。なぜ苦しまなければいけないのかと思っていたが、今日の判決でほっとした」と話しました。

仙台高裁(秋田訴訟)判決を受け、 3.15緊急院内集会を開催

不当判決に抗議する緊急院内集会

3月14日、仙台高裁秋田支部は、原告側が高裁で提出した証言や意見書などに全く言及しない、たった20枚の判決文で原告敗訴判決を言い渡しました。

この判決を受け、翌15日、いのちのとりで裁判全国アクションは緊急院内集会を開催しました。



(緊急報告をする秋田訴訟弁護団ら)

たった20枚、結論ありきの手抜き判決

秋田の弁護団である虻川高範弁護士は「たった20枚の判決文。結論ありき。高裁で提出した証言や意見書などに言及がまったくなく、手抜き判決だ」と批判しました。

原告は我慢しても子どもに食べさせる現実

原告団長の桜田雅美さんは「原告に誰ひとり3食食べている人はいない。障害のある子どもを育てている女性は、自分は我慢してでも子どもには食べさせていると訴えた。そんな現実が一言もなかった」と訴えました。

全国の原告から共にたたかう決意を

引き続き、全国の原告、支援者らが発言しました。オンラインで三重、富山、鹿児島、大阪から、会場参加した愛知、北海道、埼玉、神奈川、東京から、不当判決に負けずに共にたたかう決意を次々と述べました。

「判決に至っていない4地裁でのたたかいを強める」と行動提起

行動提起として「いのちのとりで裁判の到達点と今後の行動提起」について尾藤共同代表が講演。高裁、最高裁だけでなく、判決に至っていない4地裁でのたたかいを強めていくことが重要だと強調しました。

集会でご挨拶いただいた国会議員の方々

ご挨拶いただいた方々、以下の通りです(到着順)。大橋ゆう子参院議員(社民党)、宮本徹衆院議員(日本共産党)、高橋千鶴子衆院議員(日本共産党)、天畠大輔参院議員(れいわ新選組)、打越さく良参院議員(立憲民主党)です。

また、阿部知子衆院議員(立憲民主党)からはメッセージが寄せられ、代読いたしました。倉林明子参院議員(日本共産党)も公務の都合で開会前にお越しになり、スタッフを激励いただきました。



直近の判決日と 地裁判決を待つ地域

これから予定されている判決は、以下の通りです。

大阪高裁(兵庫訴訟)4月26日(金)午後3時

東京地裁・新生存権 6月13日(木)午後3時

※翌週6月17日(月)に当会総会を兼ねた院内集会を予定しています。

また、地裁判決判決を待つ地域は、以下の通りです。

愛媛(次回期日は6月12日(水)午後2時)

群馬(次回期日は7月10日(水)午後2時半)

岡山(判決日未定)

鈴鹿市自動車利用禁止事件も勝訴！

停止処分を取り消し、国家賠償を命じる

鈴鹿市自動車利用禁止事件とは

三重県鈴鹿市に住む身体に障害や難病のある原告さん親子（80代母親と50代息子）は、数年前から生活保護の利用を開始しました。当初、通院のための自動車保有を認められていましたが、後に福祉事務所から運転記録の提出を求められました。自動車を本当に通院のためだけに利用しているのか、日付や行先、自動車メーターを記録で管理しようとしたのです。これに納得できない原告さん親子が提出を拒否したところ生活保護の停止処分を受けたという事件です。

生活保護を停止すれば生命の危険も

3月21日、津地方裁判所の竹内浩史裁判長は「親子は通院だけでなく、買い物などに車を利用するなという指示への違反はあったが、日常生活に不可欠な範囲で利用することは自立した生活を送ることに

資するもので、違反の程度は軽微だ。生活保護を停止すれば、医療費などの支出が困難になることは容易に想像でき、生命の危険も生じうる。親子が被る不利益は甚大で、処分は違法だ」と指摘しました。そのうえで、生活保護を停止する市の処分を取り消し、親子それぞれに10万円を賠償するよう命じる判決を言い渡しました。

「病室にいる息子に知らせたい」

原告は、「裁判所は今回の処分をおかしいと言ってくれた。嬉しい。病室にいる息子に早く知らせたい」と話しました。弁護団はこの判決を高く評価しながらも、この判決がきちんと機能するよう厚労省などに働きかけていきたいと、今後を見据えています。



（判決後の記者会見には多くのマスコミが参加）



（勝訴判決を原告や支援者らと喜ぶ弁護士）

移動の自由の保障を

この裁判では障害のある生活保護利用者の移動の自由の保障も問われています。移動の自由は、憲法22条1項で保障されており、障害者権利条約20条にもうたわれています。通院に自動車が必要ということは、生活の移動全般ができないということです。そのことについて、通院以外に自動車の利用を禁じることは、「日常生活では移動するな」と言っているのと同じです。障害のある方に移動の自由を保障する観点からも、自動車の利用の制限は許されません。

熊本・生活保護世帯で正看護師取得は贅沢か 福岡高裁で不当判決！

若者の自立に背を向けた最低最悪の判決

生活保護世帯の若者（祖父母と同居する孫）の正看護師資格取得の必要性を認め、熊本県の保護廃止処分を取り消した一審判決（本ニュースレター19号）後、被告熊本県の控訴を受けた福岡高裁判決（令和6年3月22日）で、よもやの、一審原告敗訴の逆転判決が出されました。本判決は被告熊本県の主張を鵜呑みにし、生活保護世帯の若者の自立に背を向けた最低最悪の判決といってよいものです。

判決のポイント(下線は筆者)

- ①「孫は看護専門学校での就学を経て、平成28年3月に准看護師の資格を取得し、同年4月以降、病院に勤務し月16万円程度の収入を得ていたのであり、その結果、孫を含む被控訴人世帯の収入合計額は最低生活費を約6万円上回るようになったのであるから、被控訴人世帯は、孫の就学・資格取得により、自立を一応達成することができた。」
- ②「孫が看護師の資格取得を目指していたという主観的事情は、自立の目的の達成に関する判断を左右しない。」
- ③「生業扶助の対象とならない専修学校で就学している場合で、被分離者の収入が就学費用及び生活費を上回るときは、出身世帯に対する扶養の履行を求めるべきであり、被分離者がこれらの扱いに協力しない場合は、世帯単位の原則に立ち返って世帯分離を解除し、保護の停廃止を検討すべきとされており、これらは（略）法の趣旨に沿うものと解される」
- ④「仮に、世帯分離の解除によって孫が事実上生活保持義務と同様の負担をすることになったとしても、それは、同一世帯として生活を営んでいることの結果であって、孫に不当な責任を負わせることにはならない。」

判決の問題点

判旨のうち、①は、看護師を目指す学生にとっては正看取得がトレンドになっているもとの、甚だしい事実誤認です。また、最低生活費を上回る6万円は正看課程3年次で必要なお金でした。

したがって、②のように正看取得を目指すのは多数の看護学生にとっては当然であり、本件孫の「主観的事情」でもなんでもありません。

③は、行政通知が、世帯分離された若者に収入があったとしても、ただちに世帯分離を解除するのではなくまずは出身世帯への扶養を求めるべきという運用を捉えて、それに従わなかった本件孫は世帯分離を解除され、自己の収入を世帯のために使うことになってやむを得ないとするものですが、行政通知にはそのようなことは書いてありません。この部分は明らかに行政通知の誤読です。生活保護法4条2項扶養義務の扱いからすれば明らかな誤りです。

さらに、世帯分離を解除されるということは、孫の収入を祖父母の生活費に使えということになり、実態としては、孫に祖父母を養えと強制することになります。実際、世間で孫が祖父母を扶養している例など皆無でしょう。

生活保護世帯の若者に未来を！

結局、本判決は、生活保護世帯の若者にとって「准看資格で十分。正看は自立に余分」、「孫は祖父母を養え」という、看護師養成の実態にも合わず、生活保護世帯の若者の未来を閉ざす、偏見に満ちた最低最悪の判決といわざるを得ません。

原告や弁護団は上告し何としても高裁判決の破棄を求めていく決意です。皆さんのさらなるご支援をお願いします。

吉永純（花園大学教授）

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：（個人）1口500円、（団体）1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。